

「金融創業支援ネットワーク」モデル事業の申請について 〔申請要領〕

事業の目的

- 政府は「世界に開かれた国際金融センターの実現」に一体となって取り組んでいます。その一環として、金融庁が実施するこの事業は、日本拠点開設を検討している外国人・海外金融事業者向けに、法人設立登記・在留資格取得・給与計算・税務・法律相談などといった創業面や日本での生活面に関するサポートも含めて、ワンストップで、英語による支援を提供する事業です。

対象者

日本で新規に金融商品取引業を行うことを予定しており、且つ金融商品取引業の登録等をまだ受けていないもの（以下「申請者」(※)）。

- 本事業の適用を受けるためには、以下4つの金融商品取引業のいずれかの登録を受ける必要があります。
 - ① 投資助言・代理業（通称 IAA）（金融商品取引法 以下「法」第 28 条第 3 項）
 - ② 投資運用業（旧名称：投資一任業 DIM）（法第 28 条第 4 項）
 - ③ 第一種金融商品取引業のうち、特定投資家を相手方として行うものであって、取り扱う有価証券が外国投資信託の受益証券、外国投資証券などの一定の有価証券のみであるもの。（法第 28 条第 1 項）
 - ④ 運用業務に関連する以下の第二種金融商品取引業
 - (a) 運用業者が自社設定した投資信託やファンドの販売業務を行う場合（法第 28 条第 2 項第 1 号）
 - (b) 特定投資家を相手方として、グループ会社が運用する組合型ファンド（集団投資スキーム持分）の販売業務を行う場合（法 28 条第 2 項第 2 号）
 - (c) 投資法人の資産運用会社及び適格投資家向け投資運用業者のみなし第二種金融商品取引業に係る業務を行う場合（投資信託及び投資法人に関する法律第 196 条第 2 項、法第 29 条の 5 第 2 項）
- また、以下の要件のいずれかについても満たす必要があります。
 1. 申請者が日本で行う金融商品取引業と同種類の業務を行う親会社等、子会社等又は関連会社等があること。兄弟会社である場合は確認が必要となります。
 2. 申請者が日本で行う金融商品取引業と同様の日本国外の資産運用会社での実務経験を持つ者を日本拠点の役員又は重要な使用人として申請を予定していること。
- 以下に該当する方も申請が可能です。
 - ⑤ 以下のいずれかに該当する届出（登録ではない）により事業を行う者：

(a) 海外投資家等特例業務（法第 63 条の 9）

(b) 移行期間特例業務（法附則第 3 条の 3）

(※) 申請者は以下の要件を全て満たす必要があります。

- a. 法令等に違反する事実がないこと
- b. 税金の滞納をしていないこと
- c. 公的機関等との契約における違反がないこと
- d. 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがないこと
- e. 政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的としていないこと
- f. 暴力団に該当せず、又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいないこと
- g. 過去の業務その他の事情において、本事業の対象とするにふさわしくないと判断する事実が存在しないこと

事業による支援内容

金融商品取引業の登録・届出までに必要となる以下の諸手続きのうち、申請者が支援を希望するサービスをweConnect Japan（金融庁の正式業務委託先）とその提携パートナーが全て英語で提供します。

1. 初期設定サポート

- 法人設立手続き（法人登記申請書類の作成及び申請代行を含む）
- 金融ライセンス申請手続き
- 銀行口座開設手続き
- ビザ取得代行（家族の在留資格取得含む）
- コンプライアンス・オフィサーの募集

2. 継続的なサポート

■ 生活面

- 入国管理局の書類作成等
- 住居仲介業者の紹介
- 学校・病院等の紹介

■ コンプライアンス面

- その他ビジネス開始に必要なサービス
 - 会計
 - 税務
 - 給与および福利厚生に関するサポート
 - 人事コンプライアンス兼サポート

- 労働法に関するアドバイス
- 秘書業務サポート
- ビジネスコンサルティング

費用

上記の「1. 初期設定サポート」に記載されているサービスの費用のみ、払い戻しが可能です。

■ 払戻しに関する注意点

- 2025年3月31日までに、金融商品取引業の業登録・届出を完了する必要があります。
- 払戻し可能なサービスの請求書（1社あたり2,000万円まで）を金融庁に提出すると、承認された請求書総額の70%が払戻しされます。
- 払戻しの請求書は本事業へ採択された日以降のものが対象となります。
- weConnect Japan（金融庁の正式業務委託先）以外からサービスを受ける場合、支払い証明書の提出が必要となります。
- 本事業の予算には限りがあるため、払戻しは業登録・届出の完了順となります。
- 消費税および印紙代、印鑑作成費、協会入会金、年会費等の実費は払戻しされません。
- 本事業以外の国・地方公共団体等による補助金または補助金の対象となる費用については、払戻しの対象となりません。

申請方法

申請方法は以下の通りです。

1. 申込

以下リンクにて必要事項を記載してください。記載いただいた内容を元に、面談を実施させていただきます。

申込フォーム：<https://weconnect.ac-page.com/jfsa-program-application>

2. 面談

申込受付後、weConnect Japan（金融庁の正式業務委託先）において面談を行います。事業設立の計画やビジネス展開についてご説明いただき、日本での事業活動が上記の「対象者」の要件に該当するかを確認します。また、ご質問がある場合は、面談の際にお答えします。

3. 申請

面接後、申請書をweConnect Japan（金融庁の正式業務委託先）から金融庁に送付します。本事業への採択についてはweConnect Japan（金融庁の正式業務委託先）から申請者へ通知いたします。

4. 全体を通してのサポート

この事業については、weConnect Japan（金融庁の正式業務委託先）が窓口となり、責任を持ってサポートいたします。

■ 申請における注意事項

- 金融商品取引業の業登録・届出は、2024年4月1日から2025年3月31日の間に完了する必要があります。
 - 上記の「対象者」の要件を満たす必要があります。
 - 他の公的補助金・助成金の対象となっているサービスは、本事業の対象に含めません。
- ※今後の施策の参考とするため、日本での拠点開設に際しての障壁や必要な支援などについて、weConnect Japanまたは金融庁からインタビュー、アンケートを行いますので、ご協力をお願いします。

■ 留意点

- 予算の執行状況によっては2025年3月31日より前に事業を終了する可能性があります
- 実施期間終了後もweConnect JapanまたはweConnect Japanの提携パートナー（法務、人材採用、移住、生活面、IT関係）による支援を引き続き受ける場合は、申請者において費用を負担いただくこととなります。

お問合せ先

■ 本事業や応募方法に関するお問合せ

weConnect Japan（業務委託先）：fsaprogram@weconnect.co

本事業の詳細（weConnect）：<https://weconnect.co/japan/japan-subsidy-program/>